

第3 盛岡市小児慢性特定疾病審査会

盛岡市小児慢性特定疾病審査会要綱

平成26年12月26日 市長決裁

平成29年3月17日 改正

(趣旨)

第1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項の規定により設置する盛岡市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）については、同法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、この要綱による。

(組織)

第2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3 審査会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5 審査会の庶務は、子ども未来部母子健康課において処理する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(実施期日)

第7 この要綱は、平成27年1月1日から実施する。

附則（平成29年改正）（第5事務局の組織の見直しによる課名称変更）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

盛岡市小児慢性特定疾病審査会委員

(任期 令和5年1月1日～令和6年12月31日)

委員氏名	所属・職	審査担当疾患
遠 藤 幹 也	岩手医科大学小児科学講座	悪性新生物 血液疾患 免疫疾患
佐々木 美 香	独立行政法人国立病院機構 盛岡医療 センター 副院長	慢性呼吸器疾患 慢性消化器疾患 皮膚疾患
高 野 長 邦	盛岡赤十字病院 小児科医師	全疾患（新規）
高 橋 明 雄	子どもは未来もりおか子どもクリニッ ク 副院長	内分泌疾患 骨系統疾患
齋 木 宏 文	岩手医科大学小児科学講座 准教授	慢性心疾患心疾患 膠原病 脈管系疾患
三 上 仁	岩手県立中央病院 業務企画部長 兼救急医療部次長兼 兼副小児・周産期センターセンター長 兼小児科長	慢性腎疾患、先天性代謝異常、糖 尿病、神経・筋疾患、染色体又は 遺伝子に変化を伴う症候群